



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共) 1か月2,200円

目次 (*については県例規集掲載事項)

○ 人事委員会規則

*31 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

*32 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

○ 教育委員会規則

*22 和歌山県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則

*23 市町村立学校職員の給与に関する規則及び市町村立学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

*24 市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

*25 教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

*26 市町村立学校職員の義務教育等教育特別手当に関する規則の一部を改正する規則

*27 和歌山県心身障害児就学指導協議会規則の一部を改正する規則

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第31号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年12月26日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則(昭和51年和歌山県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

高等学校等教育職員給料表の適用を受ける者

職員の区分	職務の級 号給	級			
		1 級	2 級	3 級	4 級
再任用職員及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務	1	3,900 円	5,000 円	10,100 円	13,500 円
	2	3,900	5,000	10,100	13,500
	3	3,900	5,000	10,100	13,500
	4	3,900	5,000	10,100	13,500
	5	4,100	5,200	10,400	13,800
	6	4,100	5,200	10,400	13,800
	7	4,100	5,200	10,400	13,800
	8	4,100	5,200	10,400	13,800
	9	4,200	5,500	10,700	14,100
	10	4,200	5,500	10,700	14,100
	11	4,200	5,500	10,700	14,100
	12	4,200	5,500	10,700	14,100
	13	4,400	5,800	11,100	14,400
	14	4,400	5,800	11,100	14,400
	15	4,400	5,800	11,100	14,400
	16	4,400	5,800	11,100	14,400
	17	4,700	6,000	11,400	14,800
	18	4,700	6,000	11,400	14,800

職員以外の職員

19	4,700	6,000	11,400	14,800
20	4,700	6,000	11,400	14,800
21	4,900	6,200	11,700	15,100
22	4,900	6,200	11,700	15,100
23	4,900	6,200	11,700	15,100
24	4,900	6,200	11,700	15,100
25	5,100	6,600	11,900	15,300
26	5,100	6,600	11,900	15,300
27	5,100	6,600	11,900	15,300
28	5,100	6,600	11,900	15,300
29	5,400	7,100	12,200	15,500
30	5,400	7,100	12,200	15,500
31	5,400	7,100	12,200	15,500
32	5,400	7,100	12,200	15,500
33	5,600	7,400	12,600	15,800
34	5,600	7,400	12,600	15,800
35	5,600	7,400	12,600	15,800
36	5,600	7,400	12,600	15,800
37	5,800	7,700	12,900	15,900
38	5,800	7,700	12,900	
39	5,800	7,700	12,900	
40	5,800	7,700	12,900	
41	6,100	8,300	13,200	
42	6,100	8,300	13,200	
43	6,100	8,300	13,200	
44	6,100	8,300	13,200	
45	6,300	8,600	13,500	
46	6,300	8,600	13,500	
47	6,300	8,600	13,500	
48	6,300	8,600	13,500	
49	6,600	8,900	13,700	
50	6,600	8,900	13,700	
51	6,600	8,900	13,700	
52	6,600	8,900	13,700	
53	6,800	9,600	14,000	
54	6,800	9,600	14,000	
55	6,800	9,600	14,000	
56	6,800	9,600	14,000	
57	7,000	9,900	14,200	
58	7,000	9,900	14,200	
59	7,000	9,900	14,200	
60	7,000	9,900	14,200	
61	7,200	10,200	14,400	
62	7,200	10,200	14,400	
63	7,200	10,200	14,400	
64	7,200	10,200	14,400	
65	7,400	10,500	14,600	
66	7,400	10,500	14,600	
67	7,400	10,500	14,600	
68	7,400	10,500	14,600	
69	7,700	10,800	14,800	

70	7,700	10,800	14,800
71	7,700	10,800	14,800
72	7,700	10,800	14,800
73	7,900	11,100	14,900
74	7,900	11,100	14,900
75	7,900	11,100	14,900
76	7,900	11,100	14,900
77	8,100	11,400	15,100
78	8,100	11,400	
79	8,100	11,400	
80	8,100	11,400	
81	8,200	11,600	
82	8,200	11,600	
83	8,200	11,600	
84	8,200	11,600	
85	8,400	11,800	
86	8,400	11,800	
87	8,400	11,800	
88	8,400	11,800	
89	8,500	12,200	
90	8,500	12,200	
91	8,500	12,200	
92	8,500	12,200	
93	8,700	12,400	
94	8,700	12,400	
95	8,700	12,400	
96	8,700	12,400	
97	8,800	12,600	
98	8,800	12,600	
99	8,800	12,600	
100	8,800	12,600	
101	9,000	12,900	
102	9,000	12,900	
103	9,000	12,900	
104	9,000	12,900	
105	9,100	13,100	
106	9,100	13,100	
107	9,100	13,100	
108	9,100	13,100	
109	9,200	13,300	
110	9,200	13,300	
111	9,200	13,300	
112	9,200	13,300	
113	9,200	13,400	
114	9,200	13,400	
115	9,200	13,400	
116	9,200	13,400	
117	9,400	13,600	
118	9,400	13,600	
119	9,400	13,600	
120	9,400	13,600	

	121	9,500	13,700		
	122	9,500	13,700		
	123	9,500	13,700		
	124	9,500	13,700		
	125	9,600	13,900		
	126	9,600	13,900		
	127	9,600	13,900		
	128	9,600	13,900		
	129	9,700	14,000		
	130	9,700	14,000		
	131	9,700	14,000		
	132	9,700	14,000		
	133	9,800	14,100		
	134	9,800	14,100		
	135	9,800	14,100		
	136	9,800	14,100		
	137	9,900	14,100		
	138	9,900			
	139	9,900			
	140	9,900			
	141	9,900			
	142	9,900			
	143	9,900			
	144	9,900			
	145	10,100			
	146	10,100			
	147	10,100			
	148	10,100			
	149	10,200			
	150	10,200			
	151	10,200			
	152	10,200			
	153	10,300			
再任用職員		6,300	7,700	10,100	12,900
育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員		4,100	5,200	10,100	12,900

備考

- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員の職にある者のうち、短大卒の学歴免許等の資格を有するものの義務教育等教員特別手当の月額はこの表の額にかかわらず4,400円、大学卒の学

歴免許等の資格を有するものの同手当の月額はこの表の額にかかわらず5,100円とする。

2 この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で教諭及び養護教諭の職にある者のうち短大卒の学歴免許等の資格を有するものの義務教育等教員特別手当の月額は、この表の額にかかわらず4,400円とする。

別表第2 (第2条関係)

中学校教育職員給料表の適用を受ける者

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		再任用職員及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員以外の職員	1 3,900 円 2 3,900 3 3,900 4 3,900 5 4,100 6 4,100 7 4,100 8 4,100 9 4,200 10 4,200 11 4,200 12 4,200 13 4,400 14 4,400 15 4,400 16 4,400 17 4,700 18 4,700 19 4,700 20 4,700 21 4,900 22 4,900 23 4,900 24 4,900 25 5,100 26 5,100 27 5,100 28 5,100 29 5,400 30 5,400 31 5,400 32 5,400 33 5,600 34 5,600 35 5,600 36 5,600	3,900 円 4,200 円 4,200 4,200 4,200 4,500 4,500 4,500 4,500 4,700 4,700 4,700 4,700 5,000 5,000 5,000 5,000 5,200 5,200 5,200 5,200 5,500 5,500 5,500 5,500 5,800 5,800 5,800 5,800 6,000 6,000 6,000 6,000 6,200 6,200 6,200 6,200	8,400 円 8,400 8,400 8,400 8,800 8,800 8,800 8,800 9,100 9,100 9,100 9,100 9,800 9,800 9,800 9,800 10,100 10,100 10,100 10,100 10,400 10,400 10,400 10,400 10,700 10,700 10,700 10,700 11,100 11,100 11,100 11,100 11,400 11,400 11,400 11,400

37	5,800	6,600	11,700	15,900
38	5,800	6,600	11,700	
39	5,800	6,600	11,700	
40	5,800	6,600	11,700	
41	6,100	7,100	11,900	
42	6,100	7,100	11,900	
43	6,100	7,100	11,900	
44	6,100	7,100	11,900	
45	6,300	7,400	12,200	
46	6,300	7,400	12,200	
47	6,300	7,400	12,200	
48	6,300	7,400	12,200	
49	6,600	7,700	12,600	
50	6,600	7,700	12,600	
51	6,600	7,700	12,600	
52	6,600	7,700	12,600	
53	6,800	8,300	12,900	
54	6,800	8,300	12,900	
55	6,800	8,300	12,900	
56	6,800	8,300	12,900	
57	7,000	8,600	13,200	
58	7,000	8,600	13,200	
59	7,000	8,600	13,200	
60	7,000	8,600	13,200	
61	7,200	8,900	13,500	
62	7,200	8,900	13,500	
63	7,200	8,900	13,500	
64	7,200	8,900	13,500	
65	7,400	9,600	13,700	
66	7,400	9,600	13,700	
67	7,400	9,600	13,700	
68	7,400	9,600	13,700	
69	7,700	9,900	14,000	
70	7,700	9,900	14,000	
71	7,700	9,900	14,000	
72	7,700	9,900	14,000	
73	7,900	10,200	14,200	
74	7,900	10,200	14,200	
75	7,900	10,200	14,200	
76	7,900	10,200	14,200	
77	8,100	10,500	14,400	
78	8,100	10,500	14,400	
79	8,100	10,500	14,400	
80	8,100	10,500	14,400	
81	8,200	10,800	14,600	
82	8,200	10,800	14,600	
83	8,200	10,800	14,600	
84	8,200	10,800	14,600	
85	8,400	11,100	14,800	
86	8,400	11,100	14,800	
87	8,400	11,100	14,800	
88	8,400	11,100	14,800	

89	8,500	11,400	14,900
90	8,500	11,400	14,900
91	8,500	11,400	14,900
92	8,500	11,400	14,900
93	8,700	11,600	15,100
94	8,700	11,600	
95	8,700	11,600	
96	8,700	11,600	
97	8,800	11,800	
98	8,800	11,800	
99	8,800	11,800	
100	8,800	11,800	
101	9,000	12,200	
102	9,000	12,200	
103	9,000	12,200	
104	9,000	12,200	
105	9,100	12,400	
106	9,100	12,400	
107	9,100	12,400	
108	9,100	12,400	
109	9,200	12,600	
110	9,200	12,600	
111	9,200	12,600	
112	9,200	12,600	
113	9,200	12,900	
114	9,200	12,900	
115	9,200	12,900	
116	9,200	12,900	
117	9,400	13,100	
118	9,400	13,100	
119	9,400	13,100	
120	9,400	13,100	
121	9,500	13,300	
122	9,500	13,300	
123	9,500	13,300	
124	9,500	13,300	
125	9,600	13,400	
126		13,400	
127		13,400	
128		13,400	
129		13,600	
130		13,600	
131		13,600	
132		13,600	
133		13,700	
134		13,700	
135		13,700	
136		13,700	
137		13,900	
138		13,900	
139		13,900	

	140		13,900		
	141		14,000		
	142		14,000		
	143		14,000		
	144		14,000		
	145		14,100		
	146		14,100		
	147		14,100		
	148		14,100		
	149		14,100		
再任用職員		6,300	7,700	10,100	12,900
育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員		4,100	4,500	10,100	12,900

備考

- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で講師、助教諭及び養護助教諭の職にある者のうち、短大卒の学歴免許等の資格を有するものの義務教育等教員特別手当の月額はこの表の額にかかわらず4,400円、大学卒の学歴免許等の資格を有するものの同手当の月額はこの表の額にかかわらず5,100円とする。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が2級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で教諭及び養護教諭の職にある者のうち大学卒の学歴免許等の資格を有するものの義務教育等教員特別手当の月額は、この表の額にかかわらず5,200円とする。

附 則

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第32号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年12月26日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年和歌山県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第2項を次のように改める。

2 条例第8条の2第1項第2号の人事委員会規則で定める職員は、次の各号のいずれかに該当する職員とする。

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業により育成されるその子を当該放課後児童健全育成事業を行う施設に出迎えるために赴く職員

(2) 満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるその子をその住居以外の場所に出迎えるために赴く職員（前号に掲げる職員を除く。）

第11条中「前条各号」を「前条第1項各号」に改める。

第14条第1項第14号中「含む。」の次に「以下この号において「子」という。」を、「5日」の次に「（子を2人以上養育する職員にあっては、6日）」を加える。

附 則

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第22号

和歌山県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

平成20年12月26日

和歌山県教育委員会委員長 湯 川 力

和歌山県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則

和歌山県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和44年和歌山県教育委員会規則第22号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（特例民法法人の業務の監督に関する経過措置）

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）

第95条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第42条第2項に規定する特例民法法人（以下この項及び附則第4項において「特例民法法人」という。）の業務の監督（設立の許可の取消し及び解散の命令に係るものを除き、定款の変更の認可、解散した特例民法法人の財産の処分許可、解散及び清算人に係る届出並びに清算終了の届出に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

（和歌山県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する和歌山県教育委員会規則の一部改正）

3 和歌山県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する和歌山県教育委員会規則（平成18年和歌山県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表和歌山県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和44年和歌山県教育委員会規則第22号）の項を削る。

（和歌山県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する和歌山県教育委員会規則の一部改正に伴う経過措置）

4 附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる特例民法法人の業務の監督に係る特例民法法人が備え付けなければならない書類等の和歌山県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年和歌山県条例第23号）第3条第1項に定める保存については、この規則による改正後の和歌山県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する和歌山県教育委員会規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

和歌山県教育委員会規則第23号

市町村立学校職員の給与に関する規則及び市町村立学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年12月26日

和歌山県教育委員会委員長 湯 川 力

市町村立学校職員の給与に関する規則及び市町村立学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

（市町村立学校職員の給与に関する規則の一部改正）

第1条 市町村立学校職員の給与に関する規則（昭和29年和歌山県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第8条の4第1号中「公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫」を「沖繩振興開発金融公庫」に改め、同条第4号中「設置」を

「設立」に改める。

（市町村立学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部改正）

第2条 市町村立学校職員の単身赴任手当に関する規則（平成2年和歌山県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改め、同項第4号中「設置」を「設立」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第24号

市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年12月26日

和歌山県教育委員会委員長 湯 川 力

市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和29年和歌山県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第1項第1号中「3,200円」を「6,400円」に、「6,400円」を「12,800円」に改め、同項第2号中「3,000円」を「6,000円」に改め、同項第3号中「1,700円」を「3,400円」に改め、同項第4号中「1,500円以内」を「2,400円」に改め、同項第5号中「1回につき1,800円」を「に従事した日1日につき900円」に改める。

別表第1小学校の表伊都郡の項中「妙寺小学校畑野分校」を削り、同表有田郡の項中「八幡小学校三田分校」を削る。

別表第1の3小学校の表中「所属都市」を「所属郡」に改め、同表伊都郡の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第5条の2の規定は、平成20年10月1日から適用する。

和歌山県教育委員会規則第25号

教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年12月26日

和歌山県教育委員会委員長 湯 川 力

教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和29年和歌山県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第1項第1号中「3,200円」を「6,400円」に、「6,

400円」を「12,800円」に改め、同項第2号中「3,000円」を「6,000円」に改め、同項第3号中「1,700円」を「3,400円」に改め、同項第4号中「1,500円以内」を「2,400円」に改め、同項第5号中「1回につき1,800円」を「に従事した日1日につき900円」に改め、同号ただし書を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の教育職員の特殊勤務手当に関する規則の規定は、平成20年10月1日から適用する。

和歌山県教育委員会規則第26号

市町村立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年12月26日

和歌山県教育委員会委員長 湯 川 力

市町村立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和51年和歌山県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第 1 (第 2 条関係)

小学校、中学校等教育職員給料表の適用を受ける者

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		再任用職員及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員以外の職員	1 3,900 円 2 3,900 3 3,900 4 3,900 5 4,100 6 4,100 7 4,100 8 4,100 9 4,200 10 4,200 11 4,200 12 4,200 13 4,400 14 4,400 15 4,400 16 4,400 17 4,700 18 4,700 19 4,700 20 4,700 21 4,900 22 4,900 23 4,900 24 4,900 25 5,100 26 5,100 27 5,100 28 5,100 29 5,400 30 5,400 31 5,400 32 5,400 33 5,600 34 5,600 35 5,600 36 5,600 37 5,800 38 5,800 39 5,800 40 5,800 41 6,100 42 6,100 43 6,100 44 6,100	3,900 円 4,200 円 4,200 4,200 4,500 4,500 4,500 4,500 4,700 4,700 4,700 4,700 5,000 5,000 5,000 5,000 5,200 5,200 5,200 5,200 5,500 5,500 5,500 5,500 5,800 5,800 5,800 5,800 6,000 6,000 6,000 6,000 6,200 6,200 6,200 6,200 6,600 6,600 6,600 6,600 7,100 7,100 7,100 7,100	8,400 円 8,400 8,400 8,400 8,800 8,800 8,800 8,800 9,100 9,100 9,100 9,100 9,800 9,800 9,800 9,800 10,100 10,100 10,100 10,100 10,400 10,400 10,400 10,400 10,700 10,700 10,700 10,700 11,100 11,100 11,100 11,100 11,400 11,400 11,400 11,400 11,700 11,700 11,700 11,700 11,900 11,900 11,900 11,900

45	6,300	7,400	12,200
46	6,300	7,400	12,200
47	6,300	7,400	12,200
48	6,300	7,400	12,200
49	6,600	7,700	12,600
50	6,600	7,700	12,600
51	6,600	7,700	12,600
52	6,600	7,700	12,600
53	6,800	8,300	12,900
54	6,800	8,300	12,900
55	6,800	8,300	12,900
56	6,800	8,300	12,900
57	7,000	8,600	13,200
58	7,000	8,600	13,200
59	7,000	8,600	13,200
60	7,000	8,600	13,200
61	7,200	8,900	13,500
62	7,200	8,900	13,500
63	7,200	8,900	13,500
64	7,200	8,900	13,500
65	7,400	9,600	13,700
66	7,400	9,600	13,700
67	7,400	9,600	13,700
68	7,400	9,600	13,700
69	7,700	9,900	14,000
70	7,700	9,900	14,000
71	7,700	9,900	14,000
72	7,700	9,900	14,000
73	7,900	10,200	14,200
74	7,900	10,200	14,200
75	7,900	10,200	14,200
76	7,900	10,200	14,200
77	8,100	10,500	14,400
78	8,100	10,500	14,400
79	8,100	10,500	14,400
80	8,100	10,500	14,400
81	8,200	10,800	14,600
82	8,200	10,800	14,600
83	8,200	10,800	14,600
84	8,200	10,800	14,600
85	8,400	11,100	14,800
86	8,400	11,100	14,800
87	8,400	11,100	14,800
88	8,400	11,100	14,800
89	8,500	11,400	14,900
90	8,500	11,400	14,900
91	8,500	11,400	14,900
92	8,500	11,400	14,900
93	8,700	11,600	15,100
94	8,700	11,600	
95	8,700	11,600	

96	8,700	11,600
97	8,800	11,800
98	8,800	11,800
99	8,800	11,800
100	8,800	11,800
101	9,000	12,200
102	9,000	12,200
103	9,000	12,200
104	9,000	12,200
105	9,100	12,400
106	9,100	12,400
107	9,100	12,400
108	9,100	12,400
109	9,200	12,600
110	9,200	12,600
111	9,200	12,600
112	9,200	12,600
113	9,200	12,900
114	9,200	12,900
115	9,200	12,900
116	9,200	12,900
117	9,400	13,100
118	9,400	13,100
119	9,400	13,100
120	9,400	13,100
121	9,500	13,300
122	9,500	13,300
123	9,500	13,300
124	9,500	13,300
125	9,600	13,400
126		13,400
127		13,400
128		13,400
129		13,600
130		13,600
131		13,600
132		13,600
133		13,700
134		13,700
135		13,700
136		13,700
137		13,900
138		13,900
139		13,900
140		13,900
141		14,000
142		14,000
143		14,000
144		14,000
145		14,100
146		14,100

	147		14,100		
	148		14,100		
	149		14,100		
再任用職員		6,300	7,700	10,100	12,900
育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員		4,100	4,500	10,100	12,900

備考

- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で助教諭、養護助教諭及び講師の職にある者のうち、短大卒の学歴免許等の資格を有するものの義務教育等教員特別手当の月額はこの表の額にかかわらず4,400円、大学卒の学歴免許等の資格を有するものの同手当の月額はこの表の額にかかわらず5,100円とする。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が2級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で教諭、養護教諭及び栄養教諭の職にある者のうち大学卒の学歴免許等の資格を有するものの義務教育等教員特別手当の月額は、この表の額にかかわらず5,200円とする。

別表第2 (第2条関係)

高等学校等教育職員給料表の適用を受ける者

職員の区分	職務の級 号給	級			
		1 級	2 級	3 級	4 級
再任用職員及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員	1	3,900 円	5,000 円	10,100 円	13,500 円
	2	3,900	5,000	10,100	13,500
	3	3,900	5,000	10,100	13,500
	4	3,900	5,000	10,100	13,500
	5	4,100	5,200	10,400	13,800
	6	4,100	5,200	10,400	13,800
	7	4,100	5,200	10,400	13,800
	8	4,100	5,200	10,400	13,800
	9	4,200	5,500	10,700	14,100
	10	4,200	5,500	10,700	14,100
	11	4,200	5,500	10,700	14,100
	12	4,200	5,500	10,700	14,100
	13	4,400	5,800	11,100	14,400
	14	4,400	5,800	11,100	14,400
	15	4,400	5,800	11,100	14,400
	16	4,400	5,800	11,100	14,400

勤務職員以外の職員

17	4,700	6,000	11,400	14,800
18	4,700	6,000	11,400	14,800
19	4,700	6,000	11,400	14,800
20	4,700	6,000	11,400	14,800
21	4,900	6,200	11,700	15,100
22	4,900	6,200	11,700	15,100
23	4,900	6,200	11,700	15,100
24	4,900	6,200	11,700	15,100
25	5,100	6,600	11,900	15,300
26	5,100	6,600	11,900	15,300
27	5,100	6,600	11,900	15,300
28	5,100	6,600	11,900	15,300
29	5,400	7,100	12,200	15,500
30	5,400	7,100	12,200	15,500
31	5,400	7,100	12,200	15,500
32	5,400	7,100	12,200	15,500
33	5,600	7,400	12,600	15,800
34	5,600	7,400	12,600	15,800
35	5,600	7,400	12,600	15,800
36	5,600	7,400	12,600	15,800
37	5,800	7,700	12,900	15,900
38	5,800	7,700	12,900	
39	5,800	7,700	12,900	
40	5,800	7,700	12,900	
41	6,100	8,300	13,200	
42	6,100	8,300	13,200	
43	6,100	8,300	13,200	
44	6,100	8,300	13,200	
45	6,300	8,600	13,500	
46	6,300	8,600	13,500	
47	6,300	8,600	13,500	
48	6,300	8,600	13,500	
49	6,600	8,900	13,700	
50	6,600	8,900	13,700	
51	6,600	8,900	13,700	
52	6,600	8,900	13,700	
53	6,800	9,600	14,000	
54	6,800	9,600	14,000	
55	6,800	9,600	14,000	
56	6,800	9,600	14,000	
57	7,000	9,900	14,200	
58	7,000	9,900	14,200	
59	7,000	9,900	14,200	
60	7,000	9,900	14,200	
61	7,200	10,200	14,400	
62	7,200	10,200	14,400	
63	7,200	10,200	14,400	
64	7,200	10,200	14,400	
65	7,400	10,500	14,600	
66	7,400	10,500	14,600	
67	7,400	10,500	14,600	
68	7,400	10,500	14,600	

69	7,700	10,800	14,800
70	7,700	10,800	14,800
71	7,700	10,800	14,800
72	7,700	10,800	14,800
73	7,900	11,100	14,900
74	7,900	11,100	14,900
75	7,900	11,100	14,900
76	7,900	11,100	14,900
77	8,100	11,400	15,100
78	8,100	11,400	
79	8,100	11,400	
80	8,100	11,400	
81	8,200	11,600	
82	8,200	11,600	
83	8,200	11,600	
84	8,200	11,600	
85	8,400	11,800	
86	8,400	11,800	
87	8,400	11,800	
88	8,400	11,800	
89	8,500	12,200	
90	8,500	12,200	
91	8,500	12,200	
92	8,500	12,200	
93	8,700	12,400	
94	8,700	12,400	
95	8,700	12,400	
96	8,700	12,400	
97	8,800	12,600	
98	8,800	12,600	
99	8,800	12,600	
100	8,800	12,600	
101	9,000	12,900	
102	9,000	12,900	
103	9,000	12,900	
104	9,000	12,900	
105	9,100	13,100	
106	9,100	13,100	
107	9,100	13,100	
108	9,100	13,100	
109	9,200	13,300	
110	9,200	13,300	
111	9,200	13,300	
112	9,200	13,300	
113	9,200	13,400	
114	9,200	13,400	
115	9,200	13,400	
116	9,200	13,400	
117	9,400	13,600	
118	9,400	13,600	
119	9,400	13,600	

	120	9,400	13,600		
	121	9,500	13,700		
	122	9,500	13,700		
	123	9,500	13,700		
	124	9,500	13,700		
	125	9,600	13,900		
	126	9,600	13,900		
	127	9,600	13,900		
	128	9,600	13,900		
	129	9,700	14,000		
	130	9,700	14,000		
	131	9,700	14,000		
	132	9,700	14,000		
	133	9,800	14,100		
	134	9,800	14,100		
	135	9,800	14,100		
	136	9,800	14,100		
	137	9,900	14,100		
	138	9,900			
	139	9,900			
	140	9,900			
	141	9,900			
	142	9,900			
	143	9,900			
	144	9,900			
	145	10,100			
	146	10,100			
	147	10,100			
	148	10,100			
	149	10,200			
	150	10,200			
	151	10,200			
	152	10,200			
	153	10,300			
再任職員		6,300	7,700	10,100	12,900
育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員		4,100	5,200	10,100	12,900

備考

- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で助教諭及び講師の職にある者のうち、短大卒の学歴免許等の資格を有するものの義務教育等教員特別手当の月額はこの

の表の額にかかわらず4,400円、大学卒の学歴免許等の資格を有するものの同手当の月額はこの表の額にかかわらず5,100円とする。

- 2 この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で教諭の職にある者のうち短大卒の学歴免許等の資格を有するものの義務教育等教員特別手当の月額は、この表の額にかかわらず4,400円とする。

附 則

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第27号

和歌山県心身障害児就学指導協議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年12月26日

和歌山県教育委員会委員長 湯 川 力

和歌山県心身障害児就学指導協議会規則の一部を改正する規則

和歌山県心身障害児就学指導協議会規則（昭和51年和歌山県教育委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

和歌山県障害児就学指導協議会規則

第1条中「心身に障害を持つ」を「障害のある」に、「和歌山県心身障害児就学指導協議会」を「和歌山県障害児就学指導協議会」に改める。

第2条第1号中「盲学校、ろう学校、又は養護学校」を「特別支援学校」に改め、「心身の」を削り、同条第2号中「心身の」を削り、同条第3号中「心身に」を削る。

第3条第1項中「20人以上30人以内」を「10人以上15人以内」に改める。

第6条第6号及び第7号を次のように改める。

(6) 重度・重複障害部会

(7) 情緒障害・発達障害部会

附 則

この規則は、公布の日から施行する。